



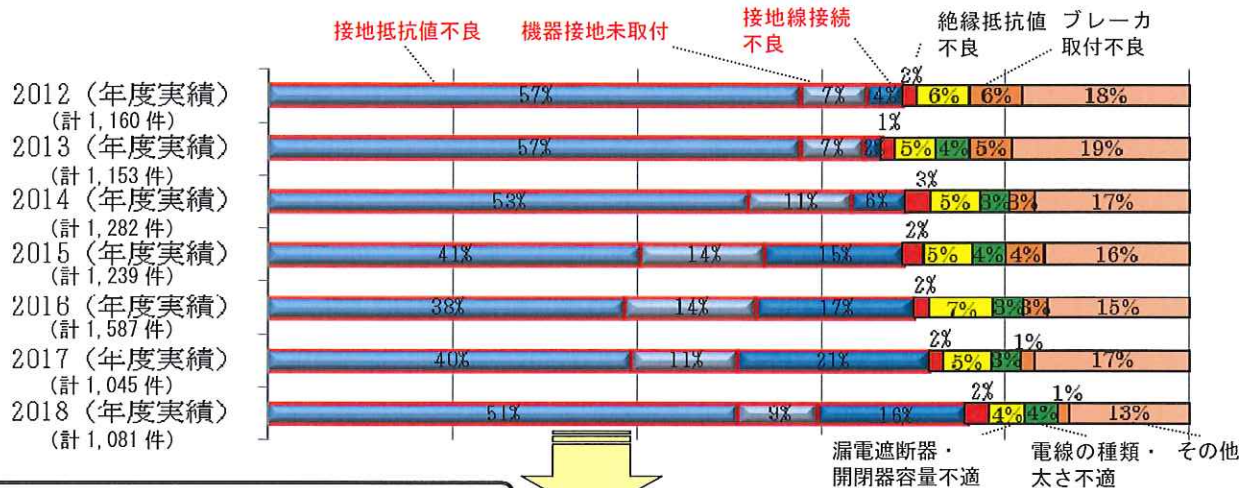
電気工事店の皆さまへ

中部電力株式会社

接地抵抗測定値の確実な記録反映について

<不適合工事の内訳>

接地不適合工事の割合が継続的に高く、中でも「接地抵抗値不良」が全体の約6～7割を占めています。



<「接地抵抗値不良」の主な原因>

- ・測定しなくても接地抵抗値が基準値以内と思った。
- ・測定は実施したが、自主点検表への記録(記入)を忘れた。

インターネット申込

しゅん工登録入力

受付番号: 契約者名: 密着場所住所: 〒467-0377 愛知県名古屋市 引込先: 契約種別: 成量電灯

工事種別: 新設 申込日: 平成28年4月8日 申込担当者/申込入力者: 受電希望日: 平成28年3月30日

確認事項: なし

1 しゅん工登録入力

戻る

工事施工時(自主検査時)に測定した結果を確実に反映いただきますようお願いいたします。

接地	一括(半角)任意	<input type="text"/>	Ω
	巨付要口(半角)任意	<input type="text"/>	Ω
絶縁	引込口(半角)任意	<input type="text"/>	単位選択
	全回路(半角)任意	<input type="text"/>	単位選択
	増設分(半角)任意	<input type="text"/>	単位選択

天候 必須

晴 曇 雨 雪

窓口申込

電気工事しゅん工記録 (発行)

電気工事店登録申請書

受付番号: 契約者名: 密着場所住所: 〒467-0377 愛知県名古屋市 引込先: 契約種別: 成量電灯

工事種別: 新設 申込日: 平成28年4月8日 申込担当者/申込入力者: 受電希望日: 平成28年3月30日

確認事項: なし

1 しゅん工登録入力

戻る

工事施工時(自主検査時)に測定した結果を確実に反映いただきますようお願いいたします。

接地	一括(半角)任意	<input type="text"/>	Ω
	巨付要口(半角)任意	<input type="text"/>	Ω
絶縁	引込口(半角)任意	<input type="text"/>	単位選択
	全回路(半角)任意	<input type="text"/>	単位選択
	増設分(半角)任意	<input type="text"/>	単位選択

天候 必須

晴 曇 雨 雪

電気工事店 各位

中部電力株式会社

接地工事・接地線接続の確実な施工について（お願い）

平素は、弊社電力事業に関し格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、皆さまには、日頃より安全かつ高品質な電気設備の施工に努めていただいておりますが、一般用電気工作物の新設・変更時の不適合工事として、接地工事未実施、接地線未接続といった接地に関連するものが多数発生している現状にあります。

このため、下記の内容につきまして、貴社社内および取引先の関係者の皆さま（ハウスメーカー様、建設会社様、設備業者様、量販店様など）に今一度周知・徹底いただきますよう、お願い申し上げます。

記

①『エアコンの室外機、エコキュートのヒートポンプ等の金属製外箱を有する機械器具』を設置した際には、接地工事を必ず施してください。

〔関連条文〕

- ・「電気設備に関する技術基準を定める省令」第10・11条
- ・「電技設備の技術基準の解釈」第29条
- ・「内線規程」1350-2条



* 打ち込み等ができない場合は、下図のように集中接地端子に接続する方法もあります。

②『接地極付きコンセント』には、接地線を必ず接続してください。

〔関連条文〕

- ・「電気設備に関する技術基準を定める省令」第10・11条

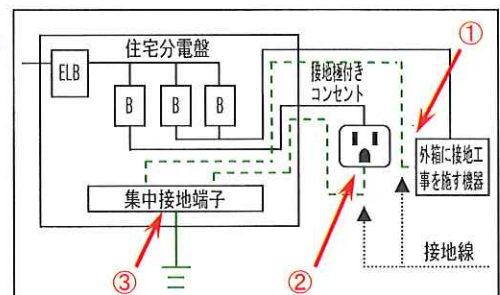
* 内線規程改正（2005年）により、特定機器（洗濯機、冷蔵庫等）および住宅に施設する200V用コンセントには、接地極付きコンセントを使用することが義務化されています。（3202-3条）

③分電盤の『集中接地端子』には、接地線を必ず接続してください。

〔関連条文〕

- ・「電気設備に関する技術基準を定める省令」第10・11条
- ・「内線規程」1365-9条3

* 内線規程改正（2005年）により、住宅用分電盤には集中接地端子を設け（推奨）、機器の外箱に施設する接地線やコンセントの接地極に施す接地線などを集中接地端子に接続する規定が追加されています。（1365-9条3）



<参考>

電気設備に関する技術基準を定める省令
（電気設備の接地）

第10条 電気設備の必要な箇所には、異常時の電位上昇、高電圧の侵入等による感電、火災その他の人体に危害を及ぼし、又は物件への損傷を与えるおそれがないよう、接地その他の適切な措置を講じなければならない。（以下、省略）

（電気設備の接地の方法）

第11条 電気設備に接地を施す場合は、電流が安全かつ確実に大地に通ずることができるようにしなければならない。

電技設備の技術基準の解釈

【機械器具の金属製外箱等の接地】（省令第10条、第11条）

第29条 電路に施設する機械器具の金属製の台及び外箱（外箱のない変圧器又は計器用変成器にあっては、鉄心）には、使用電圧の区分に応じ、以下の表に規定する接地工事を施すこと。（以下、省略）

機械器具の使用電圧の区分		接地工事
低圧	300V 以下	D種接地工事
	300V 超過	C種接地工事
高圧又は特別高圧		A種接地工事